

## BEPS 行動計画 9

### 移転価格の結果と価値創出の整合性確保 (リスク)

～中国における対応、日本における対応、

日中間取引における注意点～

July 2016



#### About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2016 年 1 月時点で、世界 77 ヶ国に業務を展開し、17,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

#### BEPS 行動計画 9 : 移転価格の結果と価値創出の整合性確保 (リスク)

今回はリスクにかかわるお話です。  
前回解説した無形資産を含め、近年、これらの実体をもたない価値表象同士の交換が経済の主流が占めるようになってきています。20 世紀を代表する経営学者であるドラッカーはこれらの現象を「シンボル経済」と名付け、その隆盛を予言していました。

BEPS の観点からも、ここでいうシンボル経済と実体の関係がキーワードとなっており、BEPS 行動計画9 においては、実体を持たないからこそ恣意的な(税源)移転が比較的容易であるリスクについて、その価値創出との関係に基づきその実体に則して認識し直さなければならないものとして、その方法についての議論がなされています。

しかしながら、リスクという抽象的な概念は、そもそも実体のない一種の価値表象であり、これを実体に則して認識すべきという議論は、本質的には矛盾をはらんだ議論であるとも考えられ、このことがBEPS における議論を抽象的で理解しにくいものとしていることも否めないといえるでしょう。

## I. 移転価格税制と BEPS の関係

### ①広義と狭義の移転価格税制

移転価格税制は広い意味で捉えた場合には、「恣意的課税権侵害の回避を目的とする税制」といえ、狭い意味で捉えた場合には、いわゆる関連企業間取引税制を指すものといえます。

### ②BEPS とは

日本語で「税源浸食と利益移転」表現されるもので、これまでの2国間租税条約や狭義の移転価格税制を基礎とした国際税務の枠組みでは対応しきれなくなった新たな国際的課税回避スキームへの対応する新たな国際税務の枠組みの形成を目的とした国際的な取組みといえます。

従って、広義の移転価格税制にはBEPSの内容が包含されるものといえ、また、BEPSの中には、従来の枠組みでは対応しきれなくなっている狭義の移転価格税制（関連企業間取引税制）に該当する分野も含まれているものといえます。

### ③BEPS行動計画8 の位置付け

BEPS行動計画8から10までは、BEPS最終報告書において、一つの報告書に統合されており、従前の狭義の移転価格税制（関連企業間取引税制）においては十分に対応することができにくかった分野（独立企業間取引原則におけるリスクの取扱い等）について、従前の関連企業間取引税制の議論を引継ぎ、OECD の移転価格にかかわるガイドラインの内容を更新する形でまとめられています。

したがって、今回の行動計画9 報告書の記載内容の全てがBEPS に対応しているものではなく、乱暴な言方をしてしまえば、従前の枠組みを超えた部分がBEPS の対応する部分であって、大部分は従前のままでありBEPS とは直接の関係性を有しないものです。

ここで、BEPS と関連する分野とは、リスクの極度の変形部分（従前の枠組みにおけるリスクの捉え方をその趣旨に反して形式的に利用する行為）といえます。

## II. 移転価格の結果と価値創出の整合性確保（リスク）

行動計画9については、2014年12月19日に行動計画8、10 とともにディスカッションドラフトが公表され、その後、パブリックコメントおよびパブリックコンサルテーションを経て、2015 年10 月5 日に他の行動計画とともに最終報告書が発表されています。

上述の通り、ここでは、移転価格に関連するものとして行動計画8、9、10 があわせて1 つの報告書として取りまとめられており、これらの内容がOECD 移転価格ガイドラインの内容を更新するものとされています。さらに、今後もととりわけ発展途上国におけるBEPSの影響にかかわるOECDによる報告の内容を受けながら議論及び更新されるものとされています。

リスクとは行動計画9 において、リスクとは、「不確実性が事業の目的に対して与える影響」と定義されました。

従来のOECD 移転価格税ガイドラインにおいてもリスクという言葉は500回以上使用されていますが、その定義は設けられていませんでした。このことは、わずか5 年の間に移転価格の世界において、リスク（の恣意的配置）概念の占める重要性が大きくなりましたことを意味するものといえるでしょう。

行動計画9においては、このようなリスクの考え方について、従来のOECD 移転価格税ガイドラインの内容を基礎として、以下のような内容の説明を行っています。

ある事業体が契約上リスクを引受けているものの、現実にはこれらのリスクについて有効かつ明確に規定されたコントロールを実施していない場合には、名目上リスクを負担していなくとも、実質的に当該リスクをコントロールし、かつ当該リスクに対応できる財政的資源を有している事業体に当該リスクに対応する利益を分配しているものとみなす。

さらに、キャッシュボックスと呼ばれるような資金提供のほかに重要な経済活動を有しない事業体については、形式上の資金提供は行うものの実質的な財務リスクコントロールは実施していないことから、取引に商業的合理性がないものとして、当該取引を否認または再構築する可能性があり、この場合には当該キャッシュボックス企業が受け取る利益はリスクフリーレートに相当する財務的利益とすべきである。

### Ⅲ. 日中における対応・今後の日中間取引について

#### (1) 日本

BEPS行動計画9に基づきOECD 移転価格ガイドラインが更新されたものの、日本においては、これに伴い個別の税制改正を行うことはなく、追加的な議論等が最終的に出そろう平成30年度頃にまとめて税制改正に反映されるものと予想されています。また、移転価格税制の執行上は新たなガイドラインに基づくことによる影響があるものと考えられますが、これらについては今後の執行状況を見守る必要があるものと考えられます。

#### (2) 中国

中国においては、移転価格税制の執行上、リスクの概念に重点がおかれることも多く、中国課税当局は単一機能及びリスクを負う企業については、多くのリスクを負わない分だけ分配されるリスクは少ないものの、確実に一定の利益が分配されるべきとの主張を行っており、今後、リスクの多い企業には高い利益分配をリスクの少ない企業については経常的な利益分配といった形での主張をより強めていくことが予想されています。

#### (3) 日中間取引における今後の留意点

BEPS行動計画9が対象とするリスクの概念は、狭義の移転価格税制及びBEPSプロジェクト双方の観点から、近年その重要性がますます高まってきている分野といえます。

さらに、その対象となる範囲は、ガイドラインに規定されているだけでも、戦略リスク、市場リスク、インフラリスク、操業リスク、財務リスク、取引リスク、ハザードリスクに及び、これらを国際税務の観点から、適切に描写及び再構築するということは、多大な時間と労力を要する作業となってくることが予想されます。

従って、国際的な事業活動に従事する企業は、これらの動向に関して、注意深く見守っていく必要があるものといえるでしょう。

前述のドラッカーは、シンボル経済を予測するとともに以下のように述べています。“Americans, cannot live in a symbol economy where businessmen play only with numbers. (アメリカ人よ、シンボル経済の中に生きることはできない。そこはただ数字を持って遊ぶだけの世界である)”。さらに、“Securities analysts believe that companies make money. Companies make shoes. (証券アナリストはある会社が利益を産んでいるというが、その会社が本当に生産しているのは靴だ。)”

シンボル経済の行く末にどのようなものが待っているのかはドラッカーも述べてはいませんが、すくなくとも当面の間はシンボル経済の影響がますます強くなっていくことが予想され、これと同時に、企業の行動を実体にそくして把握することの重要性もますます増してくることが予想されます。

最後に、これから迫りくるBEPSという荒波に備えるに際して、このコーナーが多少なりとも皆さんのお役に立てることができれば幸甚と考えております。

以上

この記事は三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司の China Report からの転載記事となります。  
(<http://rmb.bk.mufig.jp/chinareport/economics/>)

## CONTACT

### Mazars

#### Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

#### Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,  
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

## MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

### Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

佐藤 尚吾 Sato Shogo

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. shogo.sato@mazars.cn

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

### Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,  
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on  
[www.mazars.cn](http://www.mazars.cn)